

岡崎市せきれいホールの利用手続きに関する変更のお知らせ

岡崎市民会館に関する条例が改正され、平成 27 年 10 月 1 日より施行されます。

- ◆申請期限が変わります。
- ◆利用の変更期限が変わります。
- ◆利用の取消し期限、および料金を還付できる金額が変わります。
- ◆利用証の提出が提示が変わります。

	改正前	改正後 (平成 28 年 10 月 1 日の利用に適用)
申請期限	ホール、楽屋 → 利用日の前 20 日 上記以外の施設、及びその附属設備 → 利用日の前 5 日	ホール、(楽屋) → 利用日の前 30 日※ 上記以外の施設 → 利用日の前 5 日 附属設備 → 利用日の前日
利用の変更期限	ホール、楽屋及びその附属設備 → 既に承認を受けた利用日の前 5 日 上記以外の施設、及びその附属設備 → 既に承認を受けた利用の前日	ホール、(楽屋) → 既に承認を受けた利用日の前 30 日 上記以外の施設 → 既に承認を受けた利用日の前 5 日 附属設備 → 既に承認を受けた利用日の前日
利用の取消し期限	ホール、楽屋 → 利用日の前 10 日 上記以外の施設 → 利用日の前 5 日	ホール、(楽屋) → 利用日の前 30 日 上記以外の施設 → 利用日の前 5 日
料金の還付額	ホール、楽屋 利用日の前 10 日まで → 全額 上記以外の施設 利用日の前 5 日まで → 全額	ホール、(楽屋) 利用日の前 90 日まで → 全額 利用日の前 60 日まで → 70%の額 利用日の前 30 日まで → 30%の額 上記以外の施設 利用日の前 5 日まで → 全額
利用証の提示	利用証の提出	利用証の提示